

企画制作=日本農業新聞 広告部

備えて安心 確定申告特集

～準備はお済みですか？～

確定申告の時期になりました。
平成27年分の所得税および復興特別所得税・贈与税の確定申告は
平成28年2月16日(火)から3月15日(火)まで。

消費税の確定申告は

3月31日(木)までに行うことになります。

今回は農業所得で注意すべき点はもちろん、マイナンバーなど4つのポイントについて、清田幸弘税理士に解説をもらいました。

農業所得の申告方法

農業所得については、原則として収入額に計上しなければなりません。

農業経営にかかる総収入金額から、そのために要した必要経費を差引く収支計算によって行います。また、農業所得には他の所得にはない「収穫基準」が適用されます。なお、総収入金額が必要経費について、記帳や記録の保存が必要です。

申告の方法には、白色申告と青色申告があります。所得の規模が大きければ、有利な特典が付きます。いずれに青色申告で行った方がよいででしょう。

以下、収入および支出について

の収穫した年のにおける農作物の価格をその収穫日の属する年分の収入額に計上します(ただし、一定の補助金を除きます)。

農作物を販売した場合には、それを計上する必要があります。

農業収入に計上す

る必要があります。

△扶助金の計上漏れ

家事消費分も、農業収入に計上す

る必要があります。

△扶助金等の支給され

る各種補助金等についても農業

の収入に計上します。

▽扶助金の計上漏れ

建物更生共済等の長期火災保険料には、積立部分と必要経費部分

とがあります。全額を必要経費として計上しないように気をつけてください。

△修繕費の取り扱い

ふるさと納税制度は納税者が、住んでいる場所以外の自治体に寄附し、寄附金控除として後へ税金を軽減する、「つまり住んでいた場所の他に納税できる」という制度です。

これまで、他の寄附金同様、控除は確定申告が必要でしたが、昨年の税制改正で確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」が創設されました。

左記の条件を満たせば、ワンストップ特例は使用できます。

①もとより確定申告が必要がない方

②5カ所以内の自治体への寄附

③寄附する自治体毎に確定申告不要の申し出をして、自治体から送られてくる「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を返送する。

マイナンバー

平成28年1月から、マイナンバー制度が始まりました。

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以降に税務署へ提出する申

請書、届出書などに、源泉徴収義務者の法人番号または個人番号を記載する必要があります。具体的には、税務署提出用の源泉徴收

票や支払調書などの書類にマイナ

ンバーを記載することになります。

以上の点に留意して早めに資料

を集め、確定申告に備えましょう。

費用について注意すべき点

の充當した場合、その充當した部分(いまの敷金のうち返金になかった部分)の金額を雑収入として計上する必要があります。

△庭先版権分の計上漏れ

野菜等の庭先版権を得たお金や

△敷金の取り扱い

退去後の部屋の修繕費等を敷金

の充當した場合、その充當した

部分(いまの敷金のうち返金にな

かった部分)の金額を雑収入とし

て計上する必要があります。

△その他
△入退去時の処理、駐車

△固定資産税の処理



15日に提出する確定申告書類とは、定資産課税台帳(名寄せ等)で十

分に確認することが大切です。

収用以外の部分も費用計上してしまっているケースが多いので、事

業用部分に係るもののみです。事

業用部分に係るもののみです。事